

伯刺西爾時報

本紙二週一紙

行經期
西大七〇
伯刺西爾時報社

△一事一言 ▽

最近のリオ市

リオ市は、伯國の首府と云ふ。ただでなく、勝れたる天景に美しい人工を加へた海岸一圓の景色は、何んと云つても世界の美観だ。臨時政府などつてからは一切の元費を省いて國民生活の改善に盡しつゝあると云はれるが、それでもリオ市の海岸入のアスフルトの上や、コバカバナの砂上には、座つてゐるが、其の状態も瞬時に眺められる。しかし、この程まで革命があつた上に、今は八時間労働の、晝二時間一休みで誤多つてゐる。云ふが、實際觀た處では平常で少つとも異つたところはない。其の状態も瞬時に大海を眺むが如く、眞に洋々たるものである。

但だ變つたと云へば、吾々に最も關係深い帝國大使館が、昨年までルア・ガオルンタリオス。

ダ・バトリアハ二番に在つたの

が同街七五番の立派な建物に移り、又、大使官邸が前記街一六番からブライア・デ・ボウタ。

新大使林久次郎氏が收まられたことである。

議會はサンパウロでは種々吹聴せられたが、リオ市に於て政府によつて實行され、且つ將來の問題を容れ、同國駐邦大使を外交團は大體に於て聯邦政

頭の英國はロスチャイルド財團の意見を容れ、同國駐邦大使を

して、誰も革命に就て聯邦政府

圓滿解決に對し何等の方法をも

を授け、其の代りに債務の履行を

してあるが、

高潮せる日支の論陣

日本代表は堂々の論陣

國際聯盟理事會は廿三日再會廿一日に引續き滿洲問題に關する日支兩代表の討論を聽取した

支那代表顧維鈞は改めて

オーロ三六番の大廈に移つて

新大使林久次郎氏が收まられたことである。

議會はサンパウロでは種々吹聴せられたが、リオ市に於て政府によつて實行され、且つ將來の問題を容れ、同國駐邦大使を外交團は大體に於て聯邦政

頭の英國はロスチャイルド財團の意見を容れ、同國駐邦大使を

して、誰も革命に就て聯邦政府

圓滿解決に對し何等の方法をも

を授け、其の代りに債務の履行を

してあるが、

日本は決して統一されたる事は

あるが、

珈琲の問題

評議會總裁ビント氏
自己の意見を語る

珈琲評議會總裁ピント氏が先頭
オスワルド・藏相宛、珈琲に關する
ノイテ紙に掲ぐる所によつてそ
の大要を見るに左の如きものが
ある

一、意見書に於ては前政府の取
れる珈琲政策の誤謬を指摘す
ると共に、之を多角的に研究
して、必要缺くべからざると
其に廣範圍に亘る對策の根本
方針を確立し、實行に移し得
る如きのものを明示した

二、伯國産業の大宗として唯一
の組織を持つ珈琲栽培を合理
的ならしむるやう之を資本化
する事に努力した

三、珈琲農業に對する長期低利
の金融について考慮した

四、珈琲單一農から多角農への
轉向を運ぶべく、種々の具體
案の骨子を示した

五、過重な輸出税を課して生産
制限

珈琲の新政策
廢棄割
本紙前號に報道の如く伯國全土
に亘る珈琲樹植付制限令は去る
廿二日聯邦農務省に於てゼツソ
オ大統領の裁可署名を了し、即
日公布實施せられた、本令は珈
琲評議會總裁ローケット・ビン
ト氏提示の意見に基いて起草せ
られ、その第四條は本紙第三面
に記載せる如く、氏の主張であ
る「生産過剰の對策たる所謂珈琲
の『廢棄量制的類』」に關する規
定が明示してある

第一條、本令公布の日附より起
算して向ふ三ヶ年間國內全土
に亘り珈琲樹の植付は、既に第
廢棄せられたる珈琲樹の植替

過剰抑制手段となす事は反対である。寧ろ「廢棄當制度」の如きものを以て抑制してゆき度い。例へば、或る州がその販賣平均税率に二〇%を生産するすれば、農業は各々その調味の發送に當つて自己の分の二〇%だけれど評議會に送る、勿論之に對しては一切の稅金を免除し、出來ればその割引運賃率の實惠の實獲をしたい、而して此の如きは殆ど州評議會に實渡すか。の需要が發生する迄保存しておきたい、安價提供でゆきたい、八、十五シルリンク稅は爲めに、此の實惠を發揮せんとするべきものと思ふ。九、宣傳に關する方針としては、當初の組織に對し伯國個別業者を直接關與せしめて宣傳の弊を矯め度いと思ふ。

右宣傳事務に関する範囲は、
約及び他の官廳團體等と
當となるる契約の履行に
關する評議會に移管し行
為に満足せしむべき珈琲
額を決定する技能を有する
州が國內奥地に設けられ
評議會の調節倉庫中に
に滞留せしむべき珈琲
上昇、又は右割當額を
滞留せしめ、その反斷
して同評議會は右割當
め定められたる價格に
上昇、又は右割當額を
滞留せしめ、その反斷
適宜に之を開放する
單項 本條の割當額は
生産量に比例するも
第五條 本令第一條の規
當り所定の輸出稅の支
はざるもの是一袋に付
反せせる場合は一株に付
の罰金に處す。
第六條 内國產の珈琲
當り所定の輸出稅の支
はざるもの是一袋に付
糸の罰金に處し、再扣
はその倍額を徵集す。
定の稅金の支拂を妨げ
第七條 本令第五條及び
に規定する違反及び違
規評議會がその管掌主
り夫々が審理及び賄
す、右罰金の支拂は聯
支拂義務法により之が
集を爲すことを得
第八條 本令は公布の日
の効力を生ず(以下略)
まにら丸
サントス入港
リオ市より歸
黒石本社長
本社長黒石清作氏は、革
任された林新大使に敬意
旁々年鑑資料蒐集の爲め
十日リオ市に赴ける處
用務を果し難定通り二十
聖した

現存の実業等の擔當は之をばしむ年年の收益に依り買取る所が割當を出す、而留額を豫定に達する。或は期間に従ひのとす。無事ケーブラソンに寄港のものとす。各州のものとす。

馬鹿にして多少を有し日本文に
の上御照會あら
店御希望理由及
務員を雇入れ度
歴書御持參御來
國二九九五番
矢商店

農產物、毒 委 訂

朱 請求あれ 日レース御封入願ひます 再販記

母滿壽儀塗る拾八日午
一時藥石の効無く遂に
天仕候に付同日自家化
カタンデウバ共同墓
埋葬致候間延に辱知各
に對し半前の御交誼を
謝奉り候
尚葬送の際は遠路御
御會葬被下且多大の
香臭を聞り厚く御
上候一々拜趨の上
可申述等に候へ共
儀以紙上深謝仕候
昭和七年拾壹月二十
カタンデウバト
人
外人總代 Coliorano o M
Silvio Card
萱森彌

勝義一沙志光 墓 彦愛太太虎麿一秉 直エク栄花金若市 一日 乍御禮の懸
次喜郎一松儀式水登一吉郎郎作藏郎吉敏吉キ子子惠晴馬 略禮申御々
之次 eiro hello

